

令和6年度第1回鮫川村地域公共交通協議会

日時：令和6年4月23日（火）

13:15～

場所：鮫川村役場・正庁

進行：室長

《 次 第 》

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 村長あいさつ
4. 会長あいさつ
5. 鮫川村地域公共交通協議会内規について
6. 委員自己紹介
7. 協 議
議案第1号 役員改選について

副会長 _____

監査員 _____

- 報告第1号 令和5年度事業報告について
報告第2号 令和5年度収支決算報告及び監査報告について
報告第3号 令和5年度デマンド交通実証事業結果及び
共創・Maas 実証プロジェクト申請について
議案第2号 令和6年度事業計画（案）および収支予算（案）について
議案第3号 鮫川村地域公共交通協議会補助金等交付申請書について
そ の 他 次回開催日程

令和6年 月 日（ ） 時～

8. そ の 他
9. 閉 会

令和6年度 鮫川村地域公共交通協議会委員名簿

	所属	職名	氏名	選出区分
1	鮫川村	副村長	鈴木 大介	鮫川村長またはその指名する者
2	福島交通株式会社石川営業所	所長	本柳 靖二	一般乗合旅客自動車運送事業者
3	公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍戸 紳一郎	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
4	一般社団法人福島県タクシー協会	県南支部長	鈴木 岳	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
5	東北運輸局福島運輸支局	企画調整部門首席運輸企画専門官	黒田 雅樹	福島運輸支局長またはその指名する者
6	福島県県南地方振興局	県民環境部副部長兼県民生活課長	鈴木 真徳	福島県の行政機関の職員（都道府県）
7	棚倉警察署	地域交通課長	新川 克己	福島県の行政機関の職員（都道府県警察）
8	国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所	調査課長	高橋 智巳	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
9	福島県棚倉土木事務所	所長	佐藤 和志	福島県の行政機関の職員（道路管理者）
10	私鉄福島交通労働組合棚倉分会	会長	高橋 政廣	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者
11	鮫川運送㈱	社長	芳賀 篤徳	鮫川村長またはその指名する者
12	㈱あんしん（介護タクシー）	社長	森 正紀	鮫川村長またはその指名する者
13	鮫川村商工会	会長	前田 勝之	鮫川村長またはその指名する者
14	鮫川村商工会	女性部長	我妻 久美子	鮫川村長またはその指名する者
15	社会福祉協議会	事務局長	舟木 正博	鮫川村長またはその指名する者
16	地域包括支援センター	ケアマネジャー	藤元 良子	鮫川村長またはその指名する者
17	鮫川村区長会	赤坂西野区長	石井 哲	住民または利用者の代表
18	鮫川村老人クラブ連合会	会長	前田 三郎	住民または利用者の代表
19	福島県修明高等学校	校長	阿部 拓広	住民または利用者の代表
20	学校法人石川高等学校	教頭	矢吹 靖弘	住民または利用者の代表
21	社会福祉法人鮫川福祉会鮫川たんぽぽの家	施設長	江尻 勝巳	住民または利用者の代表
22	鮫川村連合 PTA	会長	関根 巨樹	住民または利用者の代表
23	鮫川村連合 PTA	副会長	澤村 龍太	住民または利用者の代表

オブザーバー

24	総務課	課長	矢吹 かおり
25	住民福祉課	課長	齋藤 利己
26	農林商工課	課長	我妻 正紀
27	地域整備課	課長	鈴木 隆寛
28	教育課	課長	渡邊 敬
29	こどもセンター	副主幹兼事務長	長久保 仁一

事務局

30	村づくり推進室長	事務局員	船木 博枝
31	村づくり推進室村づくり推進係長	事務局員	矢吹 直美
32	村づくり推進室村づくり推進係主任主事	事務局員	佐藤 雄大
33	村づくり推進室村づくり推進係主事	事務局員	薄葉 楓花

鮫川村地域公共交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号以下「再生法」という。）に基づき、地域公共交通について総合的に検討し、最適な公共交通のあり方について合意形成、計画策定及び連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、鮫川村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5 鮫川村役場内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法第5条に規定する公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 村長または村長が指名する者
- (2) 関係する交通事業者、交通事業者が組織する団体
- (3) 道路管理者
- (4) 東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (5) 住民または旅客
- (6) 学識経験者など、その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 会長は、鮫川村副村長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可
否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営
に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情
報は、鮫川村のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議の整った事項については、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、企画担当課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第14条 報償及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(要綱の変更等)

第16条 この要綱を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月3日から施行する。
- 2 この要綱により最初に委員となった者の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 協議会設立に係る報償は鮫川村が支給する。
- 4 鮫川村地域公共交通会議設置要綱（平成20年要綱）は、廃止する。

鯨川村地域公共交通協議会委員の報償及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、鯨川村地域公共交通協議会設置要綱第13条第2項の規定に基づき、鯨川村地域公共交通協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償)

第2条 協議会の委員の報償は、月額3,000円とする。ただし公務員の選出委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 前条のただし書き規程以外の委員が会務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、鯨川村の例による。

(補足)

第4条 この規定に定めるもののほか、協議会委員の報償及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規定は、令和4年3月17日から施行する。

鮫川村地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鮫川村地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、鮫川村地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通協議会の予算は、鮫川村からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通協議会の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通協議会に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに鮫川村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通協議会に諮るものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通協議会の承認を得たときには、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通協議会においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通協議会の出納は会長が行う。

2 交通協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通協議会出納員)

第7条 会長は、交通協議会の事務局職員のうちから交通協議会出納員を命ずることができる。

2 交通協議会出納員は、会長の命を受けて、交通協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、鯨川村の例により行うものとする。

2 交通協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく交通協議会の決算を調製し、交通協議会の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第6条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鯨川村長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が交通協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月21日から施行する。

別表第1 (第4条第1項)

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条第2項)

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 償還金	1 償還金	1 償還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第 1 号

令和 5 年度鮫川村地域公共交通協議会事業実施報告書

日 程	事業内容	備 考
令和 5 年 5 月 1 6 日	第 1 回地域公共交通協議会 令和 4 年度事業計画並びに予算について 令和 5 年度事業計画並びに予算について 令和 5 年度度地域公共交通協議会実施スケジュールについて 業務委託契約について 補助金の申請について	
7 月 5 日	第 2 回地域公共交通協議会 デマンド交通業務委託者の決定について 福島県地域公共交通活性化補助金交付決定について デマンド交通実証運行計画について	
8 月 3 0 日	第 3 回地域公共交通協議会（書面決議） 村営バスの自家用有償旅客運送の更新登録について	
9 月 1 4 日	第 4 回地域公共交通協議会 デマンド交通の意向確認状況並びに村外乗り入れ先協議会との協議状況について デマンド交通実証運行計画並びに運行業者選定 令和 5 年度収支予算変更について 効果検証方法（アンケート調査）について 自家用車有償旅客運送の追加申請について	
1 1 月 1 3 日	デマンド交通実証運行出発式及び試乗会	
令和 6 年 1 月 2 4 日	第 5 回地域公共交通協議会 令和 5 年度デマンド交通実証運行利用状況について 令和 6 年度域公共交通計画の評価検証 令和 5 年度決算予算報告 令和 6 年度事業計画並びに予算について	

令和 5 年度鮫川村地域公共交通協議会収支決算書

収入総額 1 3, 2 7 4, 0 9 8 円
支出総額 1 3, 0 3 9, 3 6 8 円
差引残額 2 3 4, 7 3 0 円

1 収入の部

単位：円

款	項	目	当初予算額	補正額	現予算額	決算額	収入欠損額	説 明
1 分担金 及び負担金	1 負担金	1 負担金	19,000,000	△9,175,000	9,825,000	9,825,000	0	運行主体の変更による減額
2 国及び 県補助金	1 国及び 県補助金	1 国及び 県補助金	3,413,032	0	3,413,032	3,413,032	0	国補助金 1,631,600 円 県補助金 1,781,432 円 ※1
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	36,020	0	36,020	36,020	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	46	46	46	0	預金利子
計			22,449,052	△9,174,954	13,274,098	13,274,098	0	

2 支出の部

単位：円

款	項	目	当初予算額	補正予算額	現予算額	決算額	残額	説 明
1 総務費	1 総務 管理費	1 会議費	270,000	0	270,000	138,000	132,000	委員謝金 3,000 円×46 人=138,000 円
		2 事務費	359,108	△108	359,000	303,336	55,664	上質紙 2㍻ 5,280 円 コピー用紙 A4 3㍻ 1,936 円 パウチフィルム 3 箱 6,457 円 インクカートリッジ 3 個 3,531 円 トナ（マゼンタ、ブラック、シアン、イエロ）4 個 150,260 円 デマンド交通チラシ A3 1 回目 1,600 部 64,680 円 長 3 封筒 1,000 枚 4,752 円 デマンド交通チラシ A3 2 回目 1,600 部 64,680 円 振り込み手数料 880 円×2 回=1,760 円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	18,370,892	△9,174,892	9,196,000	9,185,000	11,000	鮫川村デマンド交通実証運行における協議会運営業務委託 委託先：株式会社ケー・シー・エス ※デマンド交通実証事業は村で実施のため減額
3 償還金	1 償還金	1 償還金	3,413,032	46	3,413,078	3,413,032	46	※1の国県補助金
4 予備費	1 予備費	1 予備費	36,020	0	36,020	0	36,020	
計			22,449,052	△9,174,954	13,274,098	13,039,368	234,730	

令和5年度監査報告

令和6年4月18日に会計経理全般にわたり監査した結果、正当かつ適正であることを認めます。

令和6年4月18日

監 事
監 事

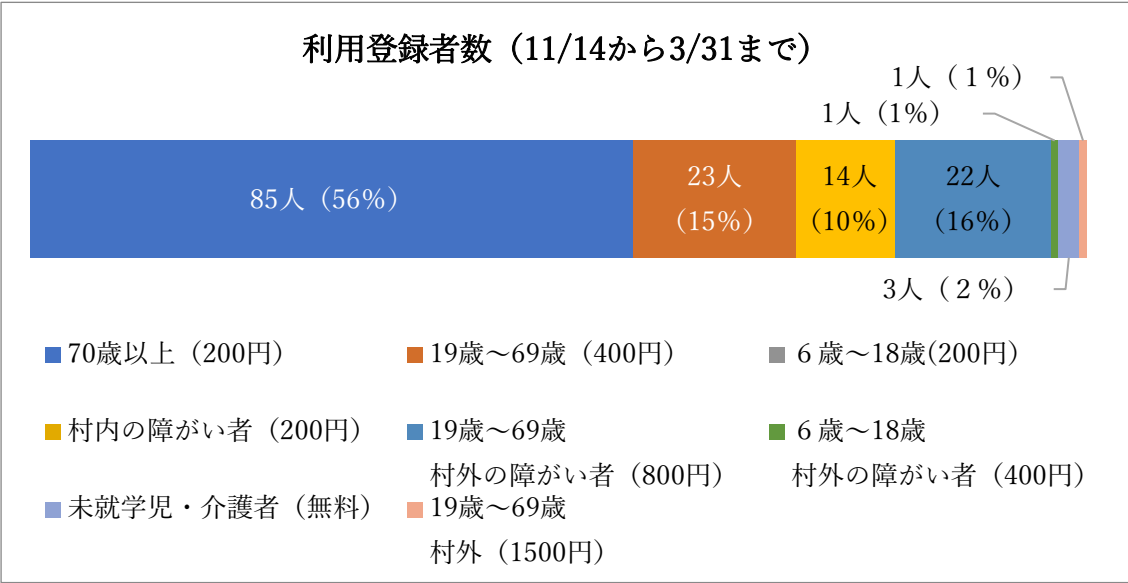
舩木正博
江尻勝巳

令和5年度デマンド交通実証事業結果及び
共創・Mass 実証プロジェクト申請について

1 デマンド交通の概要について

- (1) 実証運行期間：令和5年11月14日～令和6年3月31日
- (2) 運行時間：8時～16時 月～土
(日、祝、12月29日～1月3日は運休)
- (3) 運行地域：村内全域及び埴町の一部（埴厚生病院と磐城埴駅）
- (4) 運賃：400円（19歳～69歳）
200円（6歳～18歳、70歳以上、障がい者）
1,500円（利用登録の住所が村外の人）

2 利用登録者数について



- (1) 利用登録者数 150人 うち、たんぽぽの家通所者（団体） 37人
- (2) 利用登録の状況
 - ・利用登録者の約半分（56%）が70歳以上
 - ・6歳～18歳の利用登録は無い
 - ・令和6年2月の新規利用登録は7名、3月は6名

3 運行状況及び乗車人数について

(1) 運行日数：108日

(2) 乗車人数：240人

11月	14日～11月30日	36人
12月	1日～12月31日	61人
1月	1日～1月31日	80人
2月	1日～2月29日	30人
3月	1日～3月31日	33人

(3) 1日あたりの乗車人数（5か月平均）：2.24人

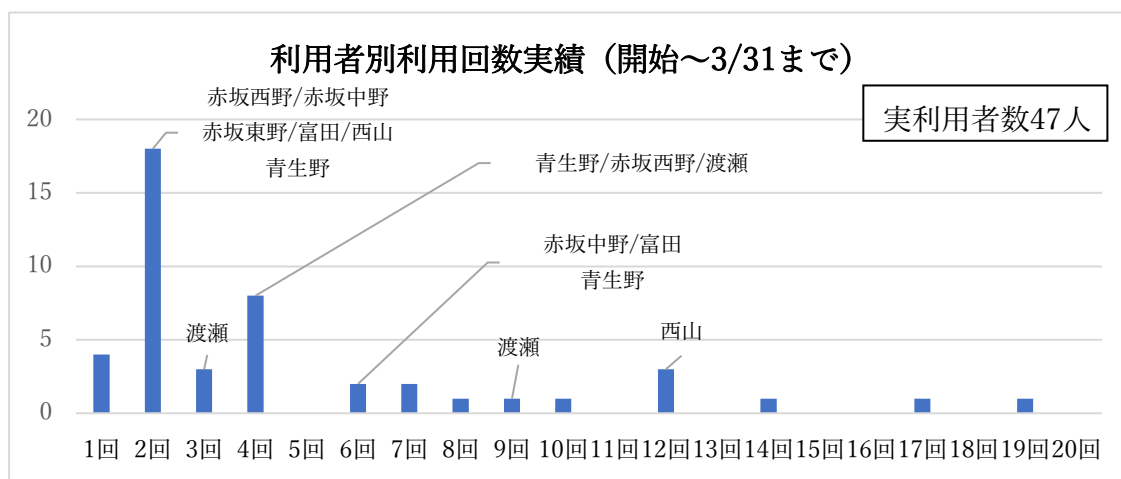
(4) デマンド交通の運行状況

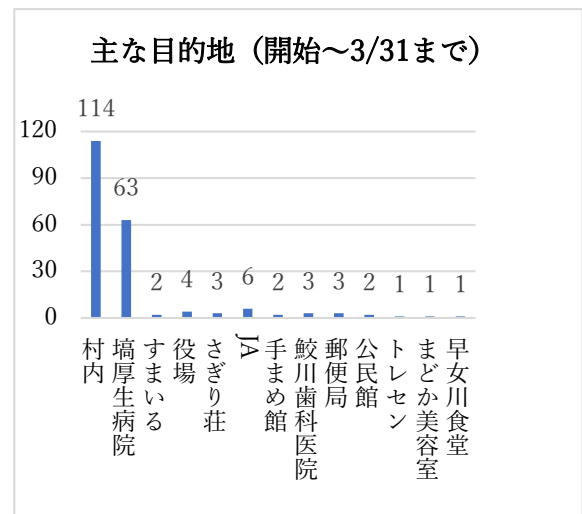
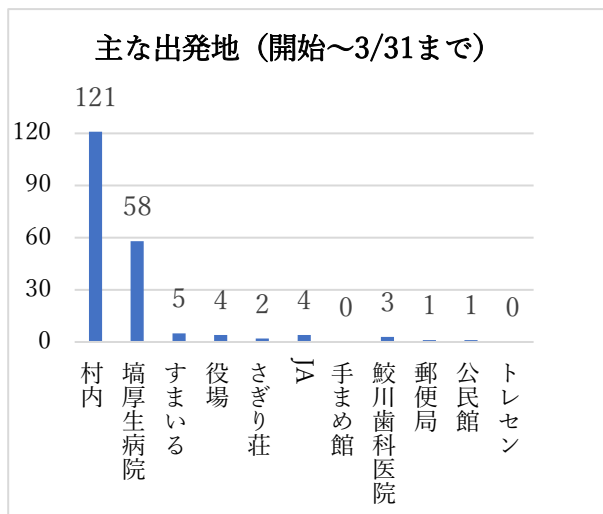
- ・平均して1日の利用者は2～3人程であった。
- ・運行日数108日のうち、32日は利用者がいなかった。
うち土曜日の運行は4回であり、利用が少ないことが目立つ。
今後は、企画運行等も視野に入れ検討が必要。
- ・2月、3月の利用者数が30人台であり、利用者の最も多い1月と比較すると約50人の減少となる。

4 利用者の傾向について

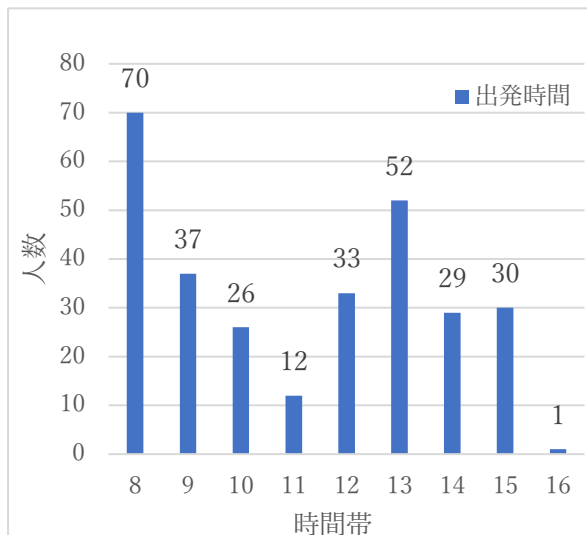
(1) 利用回数と主な利用場所

- ・利用回数が多い人は最大で30回（1人）
- ・利用回数が多い頻度は2回（18人）
- ・主な出発地、目的地としては村内が多く、次いで埴厚生病院となっている。
- ・片道みのデマンド交通利用者もいるが、多くは往復での利用である。

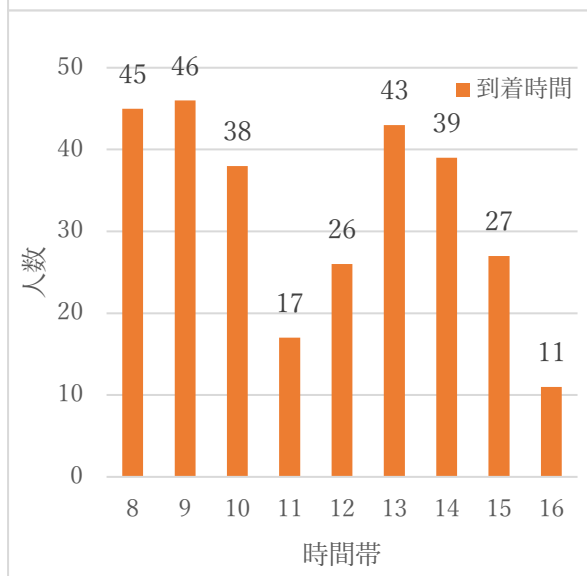




（２）利用時間帯（１１／１４～３／３１）



- ・ 出発時間で利用頻度の高い時間は８時台と１３時台である。
- ・ １１時台の利用は少ない



- ・ 到着時間で利用頻度の高い時間は８時台、９時台であり、１３時台も利用が多い。

これは、埴厚生病院の診察時間に合わせるためだと考える。

- ・ 一方、１１時台、１６時台の利用は、少ない。

議案第 2 号

令和 6 年度鮫川村地域公共交通協議会事業計画書（案）

日 程	事業内容	備 考
令和 6 年 4 月	第 1 回地域公共交通協議会 事業計画並びに予算について	
7 月	第 2 回地域公共交通協議会 デマンド交通実証事業の実施について	
1 1 月	第 3 回地域公共交通協議会 デマンド交通実証事業の進捗状況について	
1 2 月	第 4 回地域公共交通協議会 次年度事業計画について	
令和 7 年 2 月	第 5 回地域公共交通協議会 デマンド交通実証事業の実施結果について 次年度事業計画並びに予算について	

令和6年度鮫川村地域公共交通協議会収支予算（案）

収入総額 6, 2 3 2, 5 0 0 円
 支出総額 6, 2 3 2, 5 0 0 円
 差引残額 0 円

1 収入の部

単位：円

款	項	目	予算額	説 明
1 分担金 及び負担金	1 負担金	1 負担金	2,768,000	村負担金 2,768,000 円
2 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	1 国及び県 補助金	3,229,735	県補助金 R5 3,229,735 円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	234,730	前年度繰越金 234,730 円
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	35	
計			6,232,500	

2 支出の部

単位：円

款	項	目	予算額	説 明
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費	195,000	委員謝金 3,000 円×13 人×5 回＝195,000 円
		2 事務費	188,765	コピー用紙など消耗品 デマンド交通周知パンフレット 公共交通会議委員発出文書郵送料 送金手数料 など
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2,519,000	デマンド交通実証運行支援等業務 委託料 2,519,000 円
3 償還金	1 償還金	1 償還金	3,229,735	村への償還金(国・県補助金分) 3,229,735 円
4 予備費	1 予備費	1 予備費	100,000	
計			6,232,500	

議案第 3 号

様式第 1 号(第 4 条関係)

令和 6 年 4 月 2 3 日

鮫川村長 宗田 雅之 様

所在地 鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5

団体名 鮫川村地域公共交通協議会

代表者 会長 鈴木 大介
(公 印 省 略)

鮫川村地域公共交通協議会補助金等交付申請書

令和 6 年度において、下記のとおり 鮫川村地域公共交通協議会運営費 事業を実施したので、鮫川村補助金等の交付等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、補助金等を交付されたく申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
鮫川村地域公共交通協議会運営費負担金
- 2 補助金交付申請額
2,768,000 円
- 3 添付書類
・ 令和 6 年度第 1 回鮫川村地域公共交通協議会 (資料)